

2020年2月20日

お客さま各位

広島市信用組合

貸金庫規定改正のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

今般、当組合は、「貸金庫規定」と「自動貸金庫規定」を下記のとおり2020年4月1日より改正いたします。

記

1. 改正内容

貸金庫取引時における保証人の取扱いを廃止します。

2. 新旧対照表

貸金庫規定

新	旧
(廃止)	15. (保証人) 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

自動貸金庫規定

新	旧
(廃止)	16. (保証人) 保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

3. 改正施行日

2020年4月1日

以上